

核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書

2017年7月7日、人類史上初めて核兵器の禁止を明文化した核兵器禁止条約が国連会議で加盟国の約3分の2に相当する122カ国の賛成で採択されました。

核兵器禁止条約は、その前文において2カ所にわたり「ヒバクシャ」の文言を明記し、被爆者の苦難と未来への役割について言及しています。核兵器の残忍性、非人道性を長年発信してきた広島・長崎の被爆者の活動が多く、政府の代表者を動かし、人類史上初めての核兵器禁止条約の採択に結実しました。

同年12月には、この条約の採択に際し革新的な貢献をしたとして、NGOの連合体であるICAN（核兵器廃絶国際キャンペーン）がノーベル平和賞を受賞しました。このことは、核兵器廃絶に向けた国際的な合意を強く後押しするものであります。

平和非核都市宣言を行った本市においても、世界の恒久平和のためにはあらゆる核兵器の根絶が必要不可欠であり、核兵器のない世界を実現することの重要性を改めて認識したところであります。

今こそ、日本は唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現のためリーダーシップをとり、核兵器保有国と非保有国との橋渡し役を務めると自ら明言したとおりの行動を行うことが求められます。

よって、政府（国）におかれては、次の事項を実施されるよう強く要望します。

1. 一日も早く核兵器禁止条約の署名・批准を行うこと。
2. それまでの間は、オブザーバーとして締約国会合及び検討会合に参加すること。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2018年（平成30年）9月25日

福山市議会

(提出先)

内閣総理大臣

外務大臣

衆議院議長

参議院議長